

大阪広域水道企業団週休2日工事実施要領

第1条 趣旨

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

第2条 対象工事

原則、企業団発注の全ての工事を対象とする。

ただし、以下の工事は除く。

- ・緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事、単価契約工事、緊急修繕等）

なお、対象工事は特記仕様書に週休2日工事の対象であることを明示する。

第3条 発注方式

次の各号のいずれかによる方式とし、適用する発注方式に応じて特記仕様書により対象工事である旨を明示するものとする。

- 1 発注者指定方式（原則、全ての対象工事）

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

- 2 受注者希望方式

受注者が、現場着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式

第4条 対象期間

現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入又は仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完了日までの期間とする。

なお、年末年始6日間（12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

第5条 用語の定義

この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や現場事務所で事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

- 2 「4週8休」

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- 3 「週休2日」

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

をいう。

第6条 週休2日工事实施の届出

- 1 「受注者希望方式」の場合、受注者は週休2日工事の対象工事において、実施の意向について、「週休2日工事届出書」（様式1）を施工計画書の提出時に併せて監督員に提出する。
- 2 受注者は週休2日について「実施する」旨を届け出た場合であっても、「週休2日工事届出書」（様式1）を監督員に提出することにより、届け出た内容を取り消すことができる。

第7条 週休2日工事の取組内容

- 1 「発注者指定方式」の受注者及び「受注者希望方式」において週休2日の実施を届け出た受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休2日を確保するよう努めなければならない。
- 2 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。
- 3 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により、当月の現場閉所計画については前月中に、当月の現場閉所実績については翌月速やかに監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手日の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完了日に提出するものとする。
- 4 実施事業者は、「現場閉所報告書」（様式3）により、現場閉所の結果について工事完了日に監督員に提出する。
- 5 週休2日実施の履行確認は、工事完了後に監督員が行うこととする。確認方法は、4週8休以上の現場閉所の実績について、現場閉所実績書、現場閉所報告書により行う。

第8条 週休2日工事に要する費用の計上

週休2日工事に要する費用については、次のとおり計上するものとする。

1 発注者指定方式

「大阪広域水道企業団週休2日工事補正方法」（別添）により、現場閉所状況が月単位の4週8休の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。ただし、月単位の4週8休（現場閉所率28.5%以上）の達成が見込まれない場合は、その達成状況に応じて通期の4週8休の補正係数を乗じて適切に請負金額を変更するものとする。

なお、通期の4週8休にも満たない場合は、当該補正分を減額変更する。

2 受注者希望方式

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況を確認後、その達成状況に応じて、補正係数を乗じて適切に請負金額を変更するものとする。

補正方法については、「大阪広域水道企業団週休2日工事補正方法」（別添）によるものとする。

なお、現場着手前に週休2日を「実施する」旨の届出がないものは、補正の対象としない。

第9条 留意事項

受発注者は、4週8休以上の達成にあたって、1週2休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。

第10条 その他

受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、法的措置及び入札参加停止等、厳正に対応するものとする。

第11条 疑義の処理

本要領に疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

大阪広域水道企業団週休２日工事補正方法

大阪広域水道企業団週休２日工事実施要領第８条における、工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

１．土木工事及びプラント設備工事

実施事業者の現場閉所の状況に応じ、別表１－１、１－２、１－３の補正係数を乗じて補正する。

別表１－１ 労務費等の補正係数（土木工事及びプラント設備工事）

現場閉所状況	月単位の４週８休	通期の４週８休
労務費	１．０４	１．０２
機械経費（賃料）	１．０２	１．０２
共通仮設費率	１．０３	１．０２
現場管理費率	１．０５	１．０３

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

２．建築工事

（１）実施事業者の現場閉所の状況に応じ、積算システムにおいて別表２の補正係数を乗じて補正する。建築工事においても、土木工事と同様の経費体系のため、土木工事と同様の取り扱いをする。

別表２ 労務費等の補正係数（建築工事）

現場閉所状況	月単位の４週８休	通期の４週８休
労務費	１．０４	１．０２
機械経費（賃料）	１．０２	１．０２
共通仮設費率	１．０３	１．０２
現場管理費率	１．０５	１．０３

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

注）労務費等は、自動補正できるように積算システム（エスティマV6）を改良し、令和７年２月５日から対応できている。

（２）複合単価

大阪府都市整備部から提供される複合単価（材工複合単価）等を用いる場合は、積算システムでの補正に併せて、「４週８休対象」の単価を採用するものとする。

また、上記によらない場合の労務単価は、公共工事設計労務単価に別表２の補正係数を乗じて補正する。

別表 3 複合単価の補正係数（建築工事）

現場閉所状況	月単位の4週8休	通期の4週8休
労務費	1. 0 4	1. 0 2

（3）物価資料等の施工単価（市場単価、複合単価等（公表価格を除く））

物価資料等の施工単価は、別表 3 の補正係数から算出した以下の表 A－2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 施工単価×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 施工単価×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 施工単価×改修補正率

2. 建築付帯設備工事の取り扱い

（1）大阪広域水道企業団の建築付帯設備の積算は、国土交通省 公共建築工事積算基準によるものとなっていることで、基本的に複合単価の補正により対応する。

（共通仮設費率、現場管理費率は、補正しない。）

注）労務費は、自動補正ができるように積算システム（エスティマV6）の改良依頼中。（R7.3中旬予定）

（2）複合単価

大阪府都市整備部から提供される複合単価（材工複合単価）等を用いる場合は、積算システムでの補正に併せて、「4週8休対象」の単価を採用するものとする。

また、上記によらない場合の労務単価は、公共工事設計労務単価に別表 3 の補正係数を乗じて補正する。

（3）物価資料等の施工単価（市場単価、複合単価等（公表価格を除く））

物価資料等の施工単価は、別表 3 の補正係数から算出した以下の表 A－2、表 E－2 及び M－2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 施工単価×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 施工単価×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 施工単価×改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工 種	摘要※	月単位の4週8休		通期の4週8休	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 （仕上げ塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 （仕上げ塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の4週8休		通期の4週8休	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ 及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の4週8休		通期の4週8休	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用 及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパー等の取付手 間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを 除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

別表 1 - 2 市場単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数	
		現場閉所の状況	
		月単位の 4 週 8 休	通期の 4 週 8 休
鉄筋工		1.04	1.02
ガス圧接工		1.03	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02
道路植栽工	植樹	1.04	1.02
	剪定	1.04	1.02
公園植栽工		1.04	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.00
グルーピング工		1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.04	1.02
砂基礎工	機械施工	1.04	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.04	1.02
砕石基礎工	機械施工	1.04	1.02
組立マンホール工		1.03	1.02
小型マンホール工		1.01	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.00
取付管およびます設置工	取付管敷設 及び支管取付工	1.02	1.01

別表 1 - 3 土木工事標準単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数	
		現場閉所の状況	
		月単位の4週8休	通期の4週8休
区画線工		1.04	1.02
高視認性区画線工		1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
鋼製排水溝設置工		1.04	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.02	1.01
表面含浸工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
防草シート設置工		1.03	1.01
紫外線硬化型F R Pシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.04	1.02
機械式継手工		1.04	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
F R P製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.04	1.02
支承金属溶射工		1.04	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.03	1.02